

第 8 回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第 9 回専門家会議）※第 9 回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第 8 回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
リネンサプライ	リネンサプライ	対応方針： 1. ②～ 2 を全て実施 1. ②については、計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験を導入する。 →計画立案等作業試験を導入し、可能な範囲で難易度の適正化を図った。 1. ③については、試験委員会組織の際に労働安全衛生の専門家を選任する。 2 については、育成就労 3 年目の試験として特定技能 1 号評価試験を活用する場合、育成就労評価試験（初級）の合格を特定技能 1 号評価試験の受験資格とし、育成就労評価試験（初級）における実技試験の合格基準を 8 割に引き上げる。 →製作等作業試験を実施するにあたり、実際の生産ラインにおいて実施するためその間生産を止めなければならない生産計画に大きく影響を及ぼすことや試験監督者（高い知見を持って正確かつ公正に採点等を行える中堅職員が従事）の人線りが難しいことなどの理由から国内で行う試験においても製作等作業試験を実施しないことにした。	【全分野指摘事項】 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5 年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに 3 年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 特になし	【全分野指摘事項】 1 既に、振り仮名つきで「正しいと思う場合は○を、まちがっていると思う場合は×を選びなさい」という問題文としている。 →試験問題のルビは漢字の上に付した。真偽法の試験では「○か×」で聞くことに統一した。 2 そのような問題を作成予定である。 →学科試験は真偽問題の数を減らし、四択問題と同数（15 問）とした。 3 2つの選択肢が明らかに誤りであるものが出題されないように、改めて試験問題の作成委員会にて注意喚起を行う。 →選択肢の設定にできる限り工夫をした。 4 試験内容と実習内容に乖離が生じないように、引き続き定期的な問題見直しを行ってまいる。 →最近、某メーカーの「カメラ検査機」の機能が追加されたことが分かり、その結果、選択肢が不適切（正答が二つ）であることが判明したため問題を差し替えることとした。今後の新技術の採用や技術の発展に備えて定期的な試験問題の見直しを行う。 5 試験委員会組織の際に労働安全衛生の専門家を選任する。 →試行試験の問題作成に当たり、労働安全衛生コンサルタントの参画を得た。試験委員会の発足時に、委員に就任頂く予定としている。 6 既に、学科試験と実技試験にそれぞれ合格点を設けている。 →合格点については、学科試験 65%、実技試験 60%と設定した。 7 特定技能制度全体の運用状況を参考にしつつ各試験の合格証明書の有効期限について検討する。 →合格証明書の有効期限については、特定技能評価試験 5 年、育成就労評価試験 5 年とした。

第 8 回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第 9 回専門家会議）※第 9 回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第 8 回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
工業製品製造業	機械金属加工		【全分野指摘事項】 1 真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。	【全分野指摘事項】 1 御指摘を踏まえて、真偽法で出題する試験問題は○×により出題するよう修正します。 → 真偽法で出題する試験問題は○×により出題することとし、問題を修正しました。 2 御指摘を踏まえて、試験実施機関に合格率等を確認し、今後検討していきます。 → 工業製品製造業分野の特定技能評価試験では、学科試験は真偽法、実技試験は多肢選択式による判断等試験及び計画立案等作業試験を実施することとしております。 その上で、学科試験への多肢選択式の導入等に当たっては、現在実施している学科試験の平均得点等を確認しながら、御指摘の点も含めて様々な 選択肢を検討してまいります。 3 御指摘を踏まえて、選択肢が適切に設定されていることを試験実施機関と確認していきます。 → 選択肢が適切に設定されていることを試験実施機関と確認した上で、試験を実施してまいります。 4 技術の進展等も踏まえて、必要に応じて試験問題の内容の見直しを図っていきます。 5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。 6 工業製品製造業分野の特定技能1号評価試験においては、100点満点中、学科試験は65点以上、実技試験は60点以上を合格、特定技能2号評価試験においては、100点満点中60点以上を合格として可否の基準を設定しています。 7 特定技能評価試験については、試験合格後に雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間、合格者の権利救済等を考慮して、合格証明書の有効期限を10年間と設定しています。また、育成就労評価試験については、技能検定試験において合格証明書の有効期限を設定していないことを踏まえて、合格証明書の有効期限を設定しないこととします。
	電気電子機器組み立て			
	金属表面处理			
	コンクリート製品製造			
	紙器・段ボール箱製造			
	RPF製造	対応方針：1. ②～2をすべて実施 1. ②については、現場作業において必要な行動をとることができる能力を測ることができるよう、現場における実的な課題等を提示する計画立案等作業試験を導入することとします。具体的には、測定値やグラフの読み取りが必要な計算問題や図・写真等を示し正しい作業手順を選択する問題、次の作業を予測する問題を2026年度に実施する特定技能評価試験から導入します。また、判断等試験については、学科試験に類似した器具の名称を問う問題等は、2026年度以降出題しないこととし、実際の工程に即した出題とします。	【個別分野指摘事項】 （工業製品製造業分野全体） 1 特定技能評価試験の実技試験について、計画立案等試験を含めて行うよう改善するとの説明があったが、手を動かす試験（製作等作業試験）の実施を引き続き検討すべき。例えば、製造業では、異音、異臭などで危険を感じとる必要があり、画像で異常を判断するような判断等試験では不十分である。	【個別分野指摘事項】 （工業製品製造業分野全体） 1 製作等作業試験の実施に当たっては、受験費用の抑制や実施体制の確保等、解消すべき課題が多いことから、計画立案等作業試験を導入することで、実技能力を測っていくこととしております。 まずは、計画立案等作業試験を実施し、それらの実施状況や評価などを踏まえた上で、製作等作業試験の在り方は、引き続き検討してまいります。御指摘の製作等作業試験の導入についても、当該検討の中で、導入の可能性等について継続して検討してまいります。 → 製作等作業試験の実施に当たっては、受験費用の抑制や実施体制の確保等、解消すべき課題が多いことからまずは、計画立案等作業試験を実施することとしており、計画立案等作業試験の実施状況や評価等を踏まえた上で、製作等作業試験の導入可能性等についても検討いたします。 なお、体制が整い次第、 工業製品製造業分野の4業務区分（機械金属加工、電気電子機器組立て、プレハブ住宅製品製造、家具製造）について各国の国家検定（※）合格を実技試験の代替措置として活用する予定。 （※）厚生労働省の「 技能評価システムを通じた技能移転事業（SESP 事業） 」により作られたものであり、日本の技能検定に準拠している。 （機械金属加工業務区分） 2 御指摘を踏まえて、学科試験に類似した問題は実技試験で出題しないこととし、出題内容の適正化を図ります。
	陶磁器工業製品製造			
	印刷・製本			
	紡織製品製造			
	縫製	2については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を導入しているRPF製造業務区分及び生コンクリート製造業務区分においては、特定技能1号評価試験の受験までに製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げます。	（機械金属加工業務区分） 2 特定技能評価試験問題の中に学科試験問題のようにみえる実技試験問題が含まれており、学科試験と実技試験の区別がつかない。 3 アルミニウム圧延・押出製品製造に係る育成就労評価試験に相当する技能実習評価試験の合格率が高いため、難易度を調整すべきではないか。	3 本技能実習評価試験は、試験実施からの期間が短く、専門級試験は未実施である上、受検者数も少ないことから、直ちに合格率が高いと判断するのは時期尚早と考えております。来年度前半に第1回の専門級試験を実施予定であり、初級試験を合格した外国人が専門級試験を受けることになる想定されるため、これらの試験が終了してから、合格率や正答率を踏まえて難易度の見直し等を含め検討していきます。
	電線・ケーブル製造			
	プレハブ住宅製品製造			
	家具製造			
	定形・不定形耐火物製造			
	生コンクリート製造		（紡織製品製造業務区分） 4 紡績運転に関する育成就労評価試験では、実技試験のうち、労働安全衛生に関する課題として、KYTシートを利用している。中央労働災害防止協会が作成している業種共通のものよりも、業界独自のものを作成すべきと考える。また、内容のマンネリ化を防止する取組が必要であると考え。 （縫製業務区分） 5 特定技能1号評価試験について、学科試験と実技試験の問題の差がないように見える。 （電線・ケーブル製造業務区分） 6 特定技能1号評価試験の実技試験について、次の作業を予測させる試験問題とすることはできないか。 7 育成就労評価試験の試験基準のうち、労働安全衛生に関する知識として「防具の使用方法」とある。作業員に着用させるものを指すのであれば、「保護具の使用方法」とすべきではないか。 （かばん製造業務区分） 8 育成就労評価試験専門級の実技試験では、試験監督者が作業手順と製品の仕上がりの評価している。一方、特定技能1号評価試験では手順のみを確認しているため、手順どおり業務できるのかは確認できるが、出荷可能な製品が製造できるかは確認できないのではないか。	（縫製業務区分） 5 御指摘を踏まえて、学科試験に類似した問題は実技試験で出題しないこととし、出題内容の適正化を図ります。 （電線・ケーブル製造業務区分） 6 ご指摘いただきましたとおり、次の作業を予測させる試験問題を入れた実技試験に修正しました。 → 次の作業を予測させる試験問題を入れた実技試験を計画立案等作業試験に導入しました。 7 ご指摘いただきましたとおり、「保護具の使用方法」に修正しました。 （かばん製造業務区分） 8 御指摘の特定技能1号評価試験の実技試験においては、判断等試験に加えて計画立案等作業試験も導入することとしており、これらの出題方式により必要な知識・技能を適切に測っていきます。
	ゴム製品製造			
	かばん製造			

第8回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第9回専門家会議）※第9回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第8回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
航空	空港グランドハンドリング	対応方針：1. ②～1. ③を全て実施 1. ②については、令和8年度の試験の開始までに、計画立案等作業試験及び判断等試験の問題を、表・図面等から得られる情報により計算等を行う問題、使用する器具の役割や理論などを問う問題、作業の工程全体を問う問題等により作成する方針。 一難易度の適正化として、表・図面等から得られる情報により計算等を行う計画立案等作業試験の導入及び、使用する器具の役割や理論などを問う問題や作業の工程全体を問う問題の判断等試験を導入した。 1. ③については、1. ②と同様令和8年度の試験の開始までに、労働安全衛生の専門家を選任し、労働安全衛生に関する問題の質を確保していく方針。 一試験評価委員に、労働衛生コンサルタントの資格を有している労働安全衛生の専門家を選任し、安全衛生に関わる問題を含めた試験問題の確認をいただいた。	【全分野指摘事項】 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 1 接客業務があるが日本人リーダーの指導の下業務を行うため、日本語能力に関する上乗せ要件を定めないと説明があったが、日本人リーダーとの意思疎通のためにも日本語能力に関する上乗せ要件を定めるべきではないか。また、外国人観光客の接客を外国人材の母国語で実施できるとの説明もあったが、様々な国からの外国人観光客に対して、外国人材の母国の観光客のみ対応させるといったことが実務として可能なのか。 2 特定技能評価試験の真偽法の問題が常識的な問題となっている。高い安全性を求められる航空業界のことを踏まえると、試験のレベルを上げる必要があるのではないか。	【全分野指摘事項】 1 試験問題について既に漢字の上にはルビを付しております。また、真偽法の問題については「正しい（○）」、「違う（×）」と併記することを検討いたします。 →今回の見直しにより、真偽法の問題を多肢選択問題に変更しているため、真偽法の問題は出題しません。 2 特定技能1号の学科試験は、2択及び3択の問題で構成されておりますが、令和6年度の合格率は試験水準に沿ったものとなっております。それぞれ得点率にばらつきはありませんが、ご指摘を踏まえ検討いたします。 →1号の学科試験においては、真偽法の二択問題でしたが、ご指摘を受け、すべての二択問題を三択問題に変更しました。 3 改めての確認の上、ご指摘のような点がございましたら検討いたします。 →見直しにより、容易に判断できる選択肢は排除しました。 4 新技術の進展を踏まえ、検討いたします。 →事業者ごとに導入している新技術が異なることから、共通する部分に関する試験内容としております。新技術の進展を踏まえ、今後の試験問題を改定するタイミング等で引き続き検討させていただきます。 5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。 →試験評価委員に、労働衛生コンサルタントの資格を有している労働安全衛生の専門家を選任し、安全衛生に関わる問題を含めた試験問題の確認をいただいた。 6 学科試験、実技試験のそれぞれに合格点を設定済みです。 7 制度当初、有効期限10年とするよう制度所管省庁から指示があったと認識しております。全分野統一で有効期限を見直す際に変更できるように検討いたします。 →制度所管省庁の方針に沿って、5年に見直しいたしました。 【個別分野指摘事項】 1 今回新たに追加する旅客業務だけでなく、既存業務についてもチーム業務となっており、日本人リーダーの指導の下業務を行っていることから、サポート体制は整っております。また、日本人と同様に当初は旅客業務のうち主に手荷物の取扱い等の接客業務以外の業務に従事することになり、この間に日本語の向上を図ることとしており、日本語能力の上乗せ要件は定めないこととしております。 なお、インバウンドのお客様対応については、母国語等を活用した接客業務での活躍も想定されますが、様々な国からの就航便を取扱うことから、母国の乗客だけを対応をすることは実務上できません。 2 試験水準については、試験実施要領において合格率が7割程度となる水準としており、令和6年度の合格率は63.7%となっておりますが、ご指摘を踏まえ検討いたします。 →全体的に試験問題の見直し（内容のレベルアップ等）を実施し、ご指摘のあった1号学科試験の2択問題をすべて3択問題へ変更しました。
物流倉庫	物流倉庫	対応方針：1. ②～2を全て実施 1. ②については、計画立案等作業試験と判断等試験を問題に盛り込み、物流倉庫分野の試験開始に合わせて実施いたします。 →計画立案等作業試験の一例としては、入荷予定の箱のサイズと個数を示し、何枚のパレットを用意すればよいか予測をさせる問題がございます。判断等試験の一例としては、1箱のサイズを指定し20ftドライコンテナに何個積めるかを問う問題がございます。また、単に数を数える問題であるとご指摘を受けた判断等試験については、箱のサイズと個数を示し指定されたパレットへの適した積み付け方を考えさせる問題にレベルアップして差し替えております。 1. ③については、試験評価委員に労働安全衛生の学識経験者を選任済みです。 2については、育成就労3年目の試験の受験にあたっては、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割とする運用で、物流倉庫分野の試験開始時点から実施いたします。 →育成就労3年目の試験の受験にあたっては、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割とする運用で、物流倉庫分野の試験開始時点から実施いたします。	【全分野指摘事項】 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 ○育成就労外国人の必須業務の一つである「流通加工作業」では、食料品に直接触れないのでHACCPIに関する業務には従事することはないと説明があった。このことを担保するために公的な文書に明示する必要があるのではないか。	1 ご意見を参考に、併記する方向で検討いたします。 →正しいものには「○」、間違っているものには「×」を答えるように問題文に記載しております。 2 試験実施機関と連携の上、適切な問立てについて検討して参ります。 →三択といたしました。 3 試験実施機関と連携の上、適切な問立てについて検討して参ります。 →選択肢について、明らかに誤りとみられるものは排除し、適切な知識を持つ者が正答できるように調整しております。 4 試験実施機関と連携の上、適切な問立てについて検討して参ります。 →技能評価試験については、現行の倉庫作業に即した内容としております。 5 労働安全衛生の試験問題については、専門家（労働安全衛生の学識経験者）にも意見を聴いておりますが、引き続き試験実施機関と連携の上、対応して参ります。 →安全管理者選任時研修講師の資格をお持ちで、労働安全衛生分野で大学の客員講師も務める方を試験評価委員に選任済みです。 6 学科試験、実技試験、それぞれ60%を合格基準としております。 7 他分野との整合を図りつつ、制度運用上の影響を踏まえ、10年間で適当と考えております。 【個別分野指摘事項】 ○物流倉庫における流通加工作業は、物資を流通させるために適した形状等の変更を倉庫内で行うものです。食料品の流通加工作業においては、例えば20袋入りケースを10袋入りケースに再梱包するような、食品に直接触れない形状変更のみならず、関係法令の許可等を受けて、事業所によっては例えば500g入りポリ袋包装から中身を出して200g入り包装に変更するような、食品に直接触れる小分け等の形状変更を行うこともございます（10/29専門家会議での回答を訂正いたします）。 「流通加工作業」として、扱う品物によらず業界共通で、ラベル貼付、梱包、詰め替え、加工目的・手順・行程・注意事項の理解、加工前の寄託物と加工後の加工製品の歩留まり確認、加工に伴う危害（物的・人的・衛生面）の理解と防止対策確認、加工後の品質・日付・各種表示等の製品チェックといった作業を行うことから、そういった内容に係る統一的な教育を行い、試験においても同様にこれら作業に必要な技能や知識について問います。 →「流通加工作業」として、扱う品物によらず業界共通で、ラベル貼付、梱包、詰め替え、加工目的・手順・行程・注意事項の理解、加工前の寄託物と加工後の加工製品の歩留まり確認、加工に伴う危害（物的・人的・衛生面）の理解と防止対策確認、加工後の品質・日付・各種表示等の製品チェックといった作業を行うことから、そういった内容に係る統一的な教育を行い、試験においても同様にこれら作業に必要な技能や知識について問うております。

第 8 回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第 9 回専門家会議）※第 9 回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第 8 回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
林業	林業	対応方針：1. ① 製作等作業試験を実施する。	【全分野指摘事項】 1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 特になし	【全分野指摘事項】 1 特定技能1号評価試験は技能検定3級相当としており、実技試験では製作等作業試験で実施するとともに、学科試験では、林業職種の技能検定3級においても真偽法を採用していることから、特定技能1号評価試験においても、真偽法を採用する。 2 実技試験では製作等作業試験で実施するとともに、学科試験では、真偽法を採用しているため、該当しない。 3 現状の技能評価については、現在活用されている林業技術に関する内容も取り入れており、今後の技術の進歩に応じて内容も検討していく。 4 林業作業は山中での作業であることなど、他産業に比べて特殊であることから、作業者の労働安全については、林業作業の知識を有する必要があると考える。その上で、試験作成委員会には、労働安全に関する学識者（大学名誉教授、国立研究開発法人の研究員等）など、林業分野の中で多様な専門家の方に参画していただいている。 5 それぞれに合格点を設定している。 6 特定技能1号で在留可能な5年に加え、在留資格を獲得するまでの申請・審査期間等の期間が必要であること、また、本人都合による一時帰国の可能性も当然あることから、これらを加味して、現行の10年として運用したい。

第 8 回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第 9 回専門家会議）※第 9 回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第 8 回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
資源循環	廃棄物処分量（中間処理）	対応方針：1. ②～2 を全て実施 1. ②については、計画立案等作業試験（計算問題）を実施する。 判断等試験については、引き続き見直しを進めるとともに、専門家会議でのご指摘を踏まえ、安全衛生に係る問題も実技試験で出題する。 1. ③については、試験問題を作成する委員には、労働衛生コンサルタントの参画を今年度（2025年度）から実施する。 →試験問題を作成する委員に、労働衛生コンサルタントを選任した。 2については、育成就労3年目の試験に特定技能1号評価試験を導入する分野として、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の实技試験の合格基準を8割に引き上げる。	【全分野指摘事項】 1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 ○ 資源循環分野で必要な労働安全衛生対策の知識や技能について、どのように特定技能評価試験で確認しているのか。例えば、資源循環分野では有害物へのばく露防止対策や振動障害防止対策などを行う必要があるが、特定技能評価試験でどのように確認しているのか。	【全分野指摘事項】 1 ○×式が分かりやすいとのことのご意見もあったため○×式設問を設けておりますが、ご指摘を踏まえ、実技試験問題は多肢選択式とし、学科試験は多肢選択式を盛り込む変更を致しました。 2 そうした設問がないよう再度確認を行いました。引き続き、選択肢の設定に工夫を凝らします。 3 資源循環分野は新規分野のため、今回新たに試験問題を作成しておりますが、現在求められている技能が確認できるよう作成しております。今後の試験問題見直しの際は、試験問題が実際の業務内容と比べ陳腐化しないよう、必要に応じて新技術を反映させた試験内容となるよう努めてまいります。 4 試験問題を作成する委員には、労働衛生コンサルタントの参画を今年度（2025年度）から実施する。 →試験問題作成する委員に、労働衛生コンサルタントを選任した。 5 ご指摘のように、学科70%・実技60%とそれぞれに合格基準が設定されており、いずれの基準も満たして、評価試験に合格と設定しております。 6 既存分野の運用状況を踏まえ、必要な知識・能力を確認することができる期間として妥当だと考え設定しておりますが、いただいたご指摘を踏まえ、必要に応じて制度所管省庁と連携してまいります。 【個別分野指摘事項】 ○ ご指摘を踏まえ、労働安全衛生対策の知識や技能についても特定技能評価試験で出題をいたします。また、ばく露防止対策等のいわゆる職業病対策についての出題は、業界団体とも連携のうえ情報収集し、必要に応じて検討してまいります。なお、ばく露防止対策は基本的ですが重要である為、育成就労評価試験（初級）の問題として防塵マスク等保護具の着用方法を出題しております。振動障害防止対策については、廃棄物処分量（中間処理）では、一般的には振動障害が生じる機器の使用はないものと認識しておりますが、情報収集を進めてまいります。